

# 都市と自然と人が調和し 心地よさが感じ続けられるまち



静岡市景観計画





## ごあいさつ

本市は、世界文化遺産の構成資産である三保松原からの富士山の眺望、名勝地に指定されている日本平から望む四季折々の景色や夜景、ユネスコエコパークに登録されている南アルプス、日本一深い駿河湾をはじめとする、多種多様な「自然景観」に恵まれています。それに加え、国宝に指定されている久能山東照宮や歴史・文化を色濃く残す駿府城公園と東海道の6つの宿場町などの風格ある「歴史景観」、また、けやき並木、公園、文教施設などの質の高い都市機能が集積された東静岡駅周辺や日本三大美港である清水港をはじめとした「都市景観」などが、バランスよく配置された世界に誇れる景観資源を有しています。



本市では、質の高いまちづくりや良好な景観を求める市民の皆さまの声に応えるため、平成16年に制定された「景観法」に基づき、『静岡市景観計画』を平成20年に策定しましたが、その後、平成27年3月に「歴史文化のまち」「健康長寿のまち」をリーディングプロジェクトとして「世界水準の都市」を目指す『第3次静岡市総合計画』を策定、平成28年3月には、時代認識を「成長・拡大」から「成熟・持続可能」へと転換し、「集約連携型都市構造」を将来の都市構造として掲げる『静岡市都市計画マスタープラン』を改訂しました。そこで、これらの上位計画や関連計画のまちづくり方針に整合した景観施策を推進していくために、『静岡市景観計画』を改訂し、景観誘導の区域の再編や方針の見直しを行いました。

今後、市民の皆さまや事業者の皆さまとの協働により、本市が世界に誇れる景観資源を磨き上げ、維持・保全をしていくことで、「都市と自然と人が調和し、心地よさが感じ続けられるまち」を創出し、成熟した都市、「世界に輝く静岡」を実現してまいります。

令和元年7月

静岡市長 田辺信宏





# 目次

## 本書をお読み頂くにあたって

### 序章 静岡らしい良好な景観形成を目指して

1. 静岡らしい景観の形成に向けて…………… 序-2
2. 景観計画の目的、ねらい等…………… 序-4
3. 景観計画の位置づけと構成…………… 序-6
4. 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）…………… 序-10

### 第1章 静岡市の景観の現況と特性

1. 自然景観…………… 1-2
2. 歴史景観…………… 1-4
3. 都市景観…………… 1-6
4. 公共施設等…………… 1-9
5. 活動景観…………… 1-11

### 第2章 景観形成の基本方針(景観法第8条第3項)

1. 景観形成の理念…………… 2-2
2. 景観形成の基本目標…………… 2-3
3. 景観形成の基本方針…………… 2-4

### 第3章 地区別の景観形成方針及び行為の制限(景観法第8条第2項第2号、第3項)

1. 建築物等の景観誘導の考え方…………… 3-2
2. 一般地区の区域とゾーンの概要…………… 3-10
3. ゾーン別の景観形成方針及び基準…………… 3-14

### 第4章 重点地区の指定

1. 重点地区の位置づけと指定手続…………… 4-2
2. 重点地区の指定と共に活用を検討する制度等…………… 4-4
3. 重点地区の指定の候補地区…………… 4-5

### 第5章 景観資源の保全・活用

1. 景観資源の考え方…………… 5-2
2. 景観資源（建造物、樹木）の保全・活用…………… 5-3
3. 景観資源（眺望地点）の保全・活用…………… 5-8

### 第6章 景観に配慮した公共施設等の整備

1. 公共施設（道路、河川、公園等）の景観整備の進め方…………… 6-2
2. 公共建築物の景観整備の進め方…………… 6-3
3. 「景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ）」について…………… 6-4

### 第7章 景観形成の推進体制

1. 総合的な推進体制の構築…………… 7-2
2. 協働による景観まちづくりの推進…………… 7-3
3. 景観計画の進行管理…………… 7-8

### 用語解説



# 本書をお読み頂くにあたって

## 1) 本書の表現方法について

本市は、景観法\*に定義される景観行政団体であり、静岡市景観計画\*は、景観行政団体が景観法第8条により定めることのできる景観計画（法定計画）です。同法第8条において景観計画に定める事項を規定しており、本計画は、このうち次の5点を定めていますが、読みやすさや親しみやすさの観点から、次に示す名称を使用しています。

また、景観計画区域は、本市全域としますが、そのうち、特に、地域の資源などを活かした景観形成に取り組む地区を静岡市景観条例の規定により「景観計画重点地区（以下、「重点地区」という。）」として位置づけ、全市景観計画との整合性を保ちながら、重点地区毎に景観形成の方針や景観形成基準を定めることとしています。このため、景観形成の方針は、全市を対象とした方針と各重点地区を対象とした方針が定められています。

景観法の条項	本書で用いる名称	該当ページ
法第8条第2項第1号 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）	景観計画区域 （重点地区では、地区の区域）	序章 静岡らしい良好な景観形成を目指して ▶P序-10～
法第8条第3項 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	景観形成の基本方針 （重点地区では、景観形成の目標及び方針）	第2章 景観形成の基本方針 ▶P2-5～
法第8条第2項第2号 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	景観形成基準	第3章 地区別の景観形成方針及び行為の制限 ▶P3-1～
法第8条第2項第3号 第19条第1項の景観重要建造物*又は第28条第1項の景観重要樹木*の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	第5章 景観資源*の保全・活用 ▶P5-1～
法第8条第2項第4号口 当該景観計画区域内の道路法（昭和27年法律第180号）による道路、河川法（昭和39年法律第167号）による河川、都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第10条第2項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設*」という。）の整備に関する事項	景観重要公共施設の整備に関する事項	第6章 景観に配慮した公共施設等の整備 ▶P6-1～

\*【用語の解説】 景観法 ➡ P用-1  
景観重要建造物 ➡ P用-1  
景観資源 ➡ P用-1

景観計画 ➡ P用-1  
景観重要樹木 ➡ P用-1  
景観重要公共施設 ➡ P用-1

## 2) 色彩基準について

本書の第2章の景観形成の基本方針、第3章の大規模建築物等の行為の制限及び第4章の重点地区における景観計画では、建築物の外壁や屋根等の色彩の方針及び基準を定めています。

一般に色彩を、赤や青、黄色などの色名で表現しますが、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、本書では、日本産業規格（JIS Z8721 色の表示方法—三属性による表示）にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも正確な色彩を表現することができます。

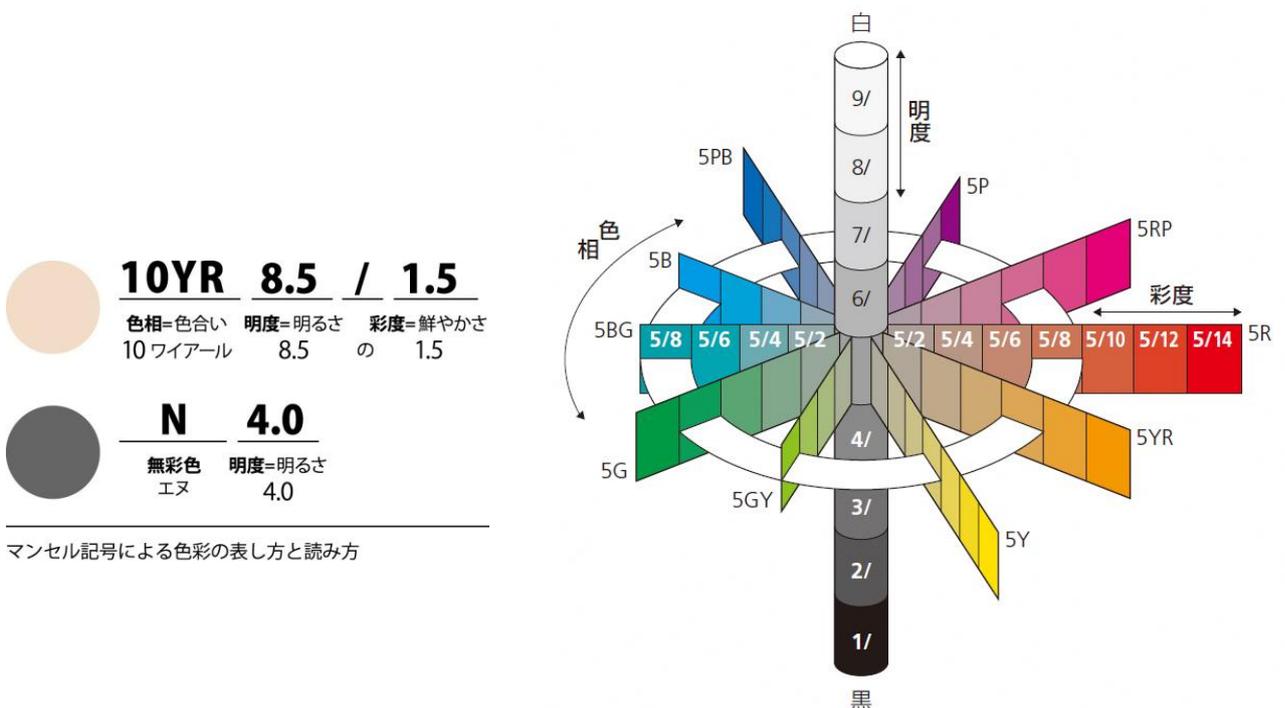


図 マンセル表色系の仕組み

### ■色を表す3つの属性

●**色相\***（しきそう）は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

●**明度\***（めいど）は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

●**彩度\***（さいど）は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。

\*【用語の解説】 色相 → P用-2  
明度 → P用-2  
彩度 → P用-2

マンセル記号による色彩の表し方と読み方

